

佐賀県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称等を変更した旨の届出があった。

平成二十三年十月四日

佐賀県知事 古川 康

ヘルシー武雄薬局	名称		所在地	変更年月日
	旧	新		
	アルナ薬局国立 佐賀病院店	アルナ薬局国立 佐賀病院東側店	佐賀市日の出一丁目二番 一号	平成二二・六・一
旧	新			
岡七九七四番地	武雄市武雄町大字富 和八番八	武雄市武雄町大字昭 和八番八		平成二二・八・二三